

三陸復興国立公園

公園区域及び公園計画の変更
(一部変更)

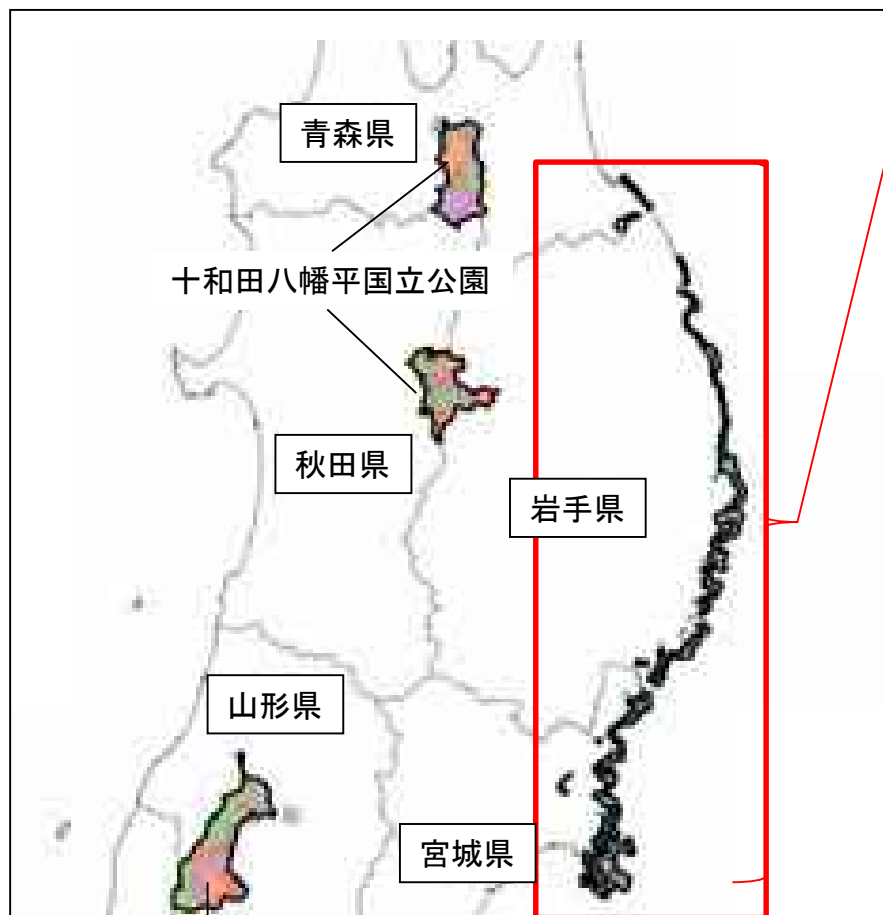
三陸復興国立公園の概要

指定
面積

平成25年5月24日

93,060ha（うち、陸域は28,537ha）

三陸復興国立公園



磐梯朝日国立公園



鶴の巣断崖
(岩手県田野畑村)



浄土ヶ浜
(岩手県宮古市)

三陸復興国立公園の概要



蕪島(青森県八戸市)



中須賀海岸(青森県八戸市)

三陸復興国立公園のテーマ

自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園



大須賀海岸(青森県八戸市)



種差海岸天然芝生地(青森県八戸市)

三陸復興国立公園の概要

(昭和30年(1955年)
陸中海岸国立公園指定)

平成23(2011) 東日本大震災

平成25年(2013年)
三陸復興国立公園の指定
(種差海岸階上岳地域の拡張)

平成27年(2015年)
第1次点検
(南三陸金華山地域の拡張)

平成30年(2018年)
一部変更(今回)

【三陸復興国立公園再編入の概要】



今回の変更内容

① 海域における景観の保全と利用の推進

(海域公園地区の設置、地種区分の変更、利用施設計画の設置)

岩手県山田町の山田湾における海域公園地区の設定と内湾に浮かぶ小島の地種区分の変更を行うことで、内湾景観の保全を図るとともに、利用の増進を図ることを目的として利用施設計画を設置する。

② 海域における景観の保全 (**海域公園地区の設置**)

宮城県南三陸町沿岸における海域公園地区の設定を行う。

② 祝浜の編入 (**公園区域の変更、保護施設計画の設置**)

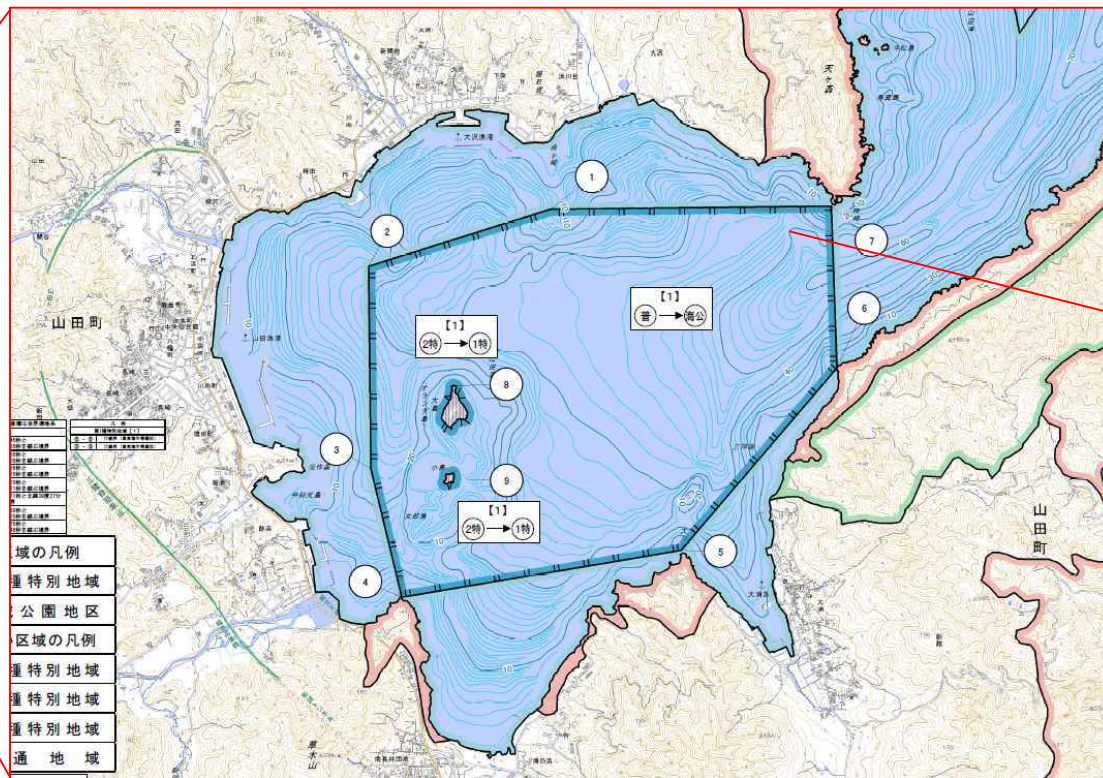
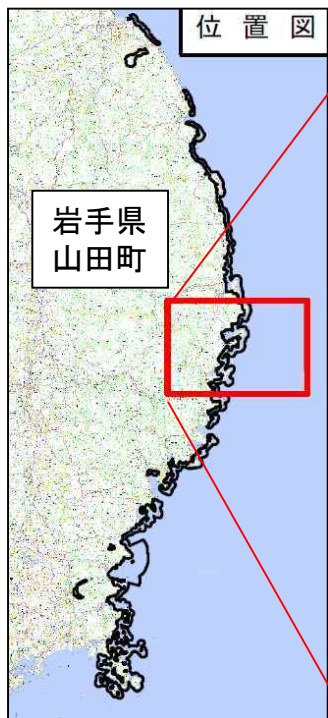
宮城県石巻市の祝浜において、元集落部分の公園区域への編入と保護施設計画を位置づけることで、森・里・川・海のつながりの創造を行う。

① 海域における景観の保全と利用の推進

(海域公園地区の設置、地種区分の変更、利用施設計画の設置)

三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域における景観の保全と利用の推進 (地種区分の変更、利用施設計画の設置)



普 → 海公

海の普通地域から
海の特別保護地区
(海域公園地区)へ

+893ha

●山田湾における海域公園地区の設定

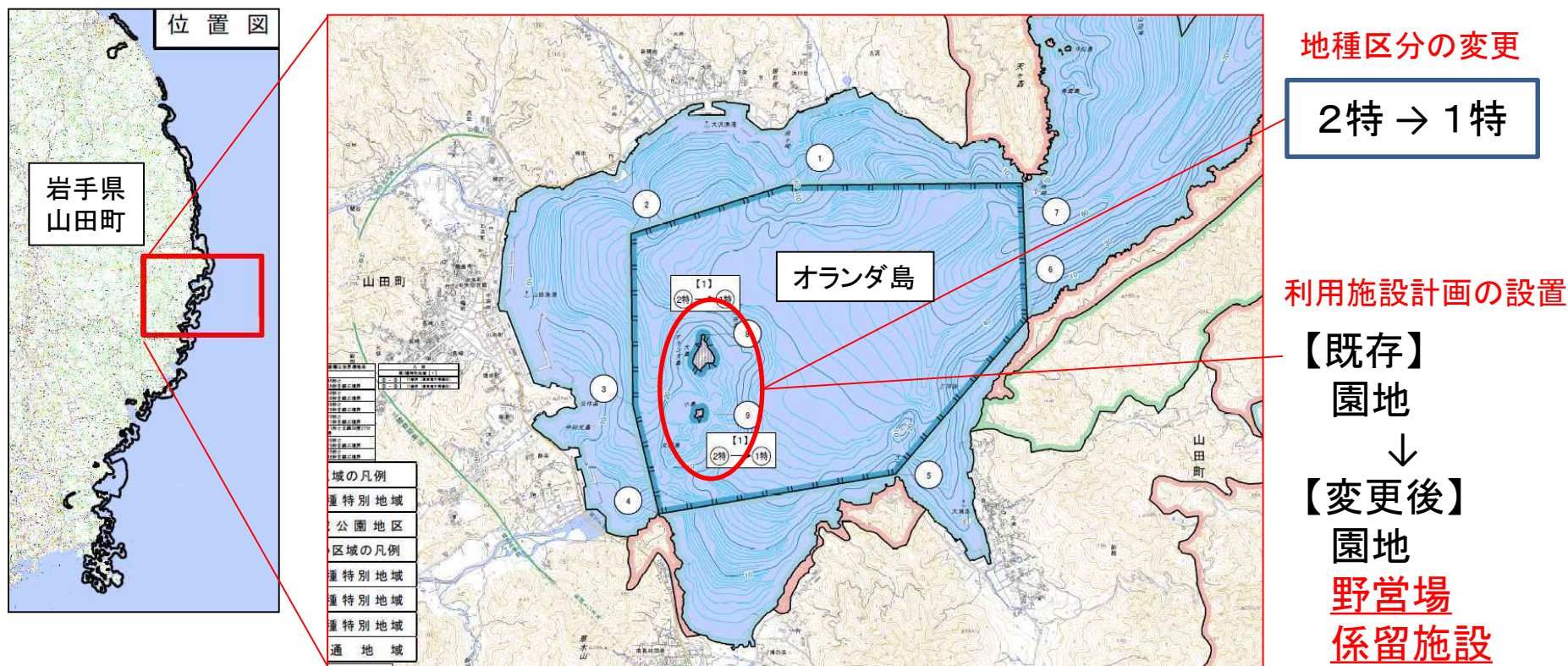
- ・リアス海岸の内湾であり、円形の湖のような地形
- ・中央部に無人島(オランダ島)を配し、穏やかな海上にカキ・ホタテ等の養殖筏が並び文化的景観が周囲の自然景観と調和をしている。
- ・シーカヤック等のレクリエーションの場としての利用も回復してきており、陸域と一体となった海域景観の保護及び適切な利用の増進を図るため、海域公園地区とする。

山田湾及びオランダ島・小島の主な視点場からの景観



三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域における景観の保全と利用の推進(地種区分の変更、利用施設計画の設置)

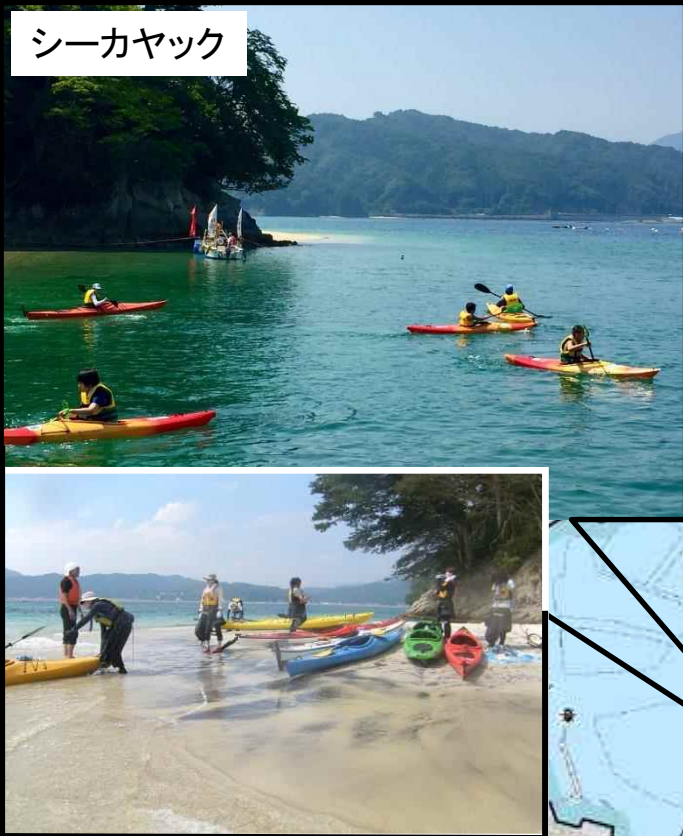


●山田湾内のオランダ島(無人島)の地種区分の変更と利用施設計画の設置

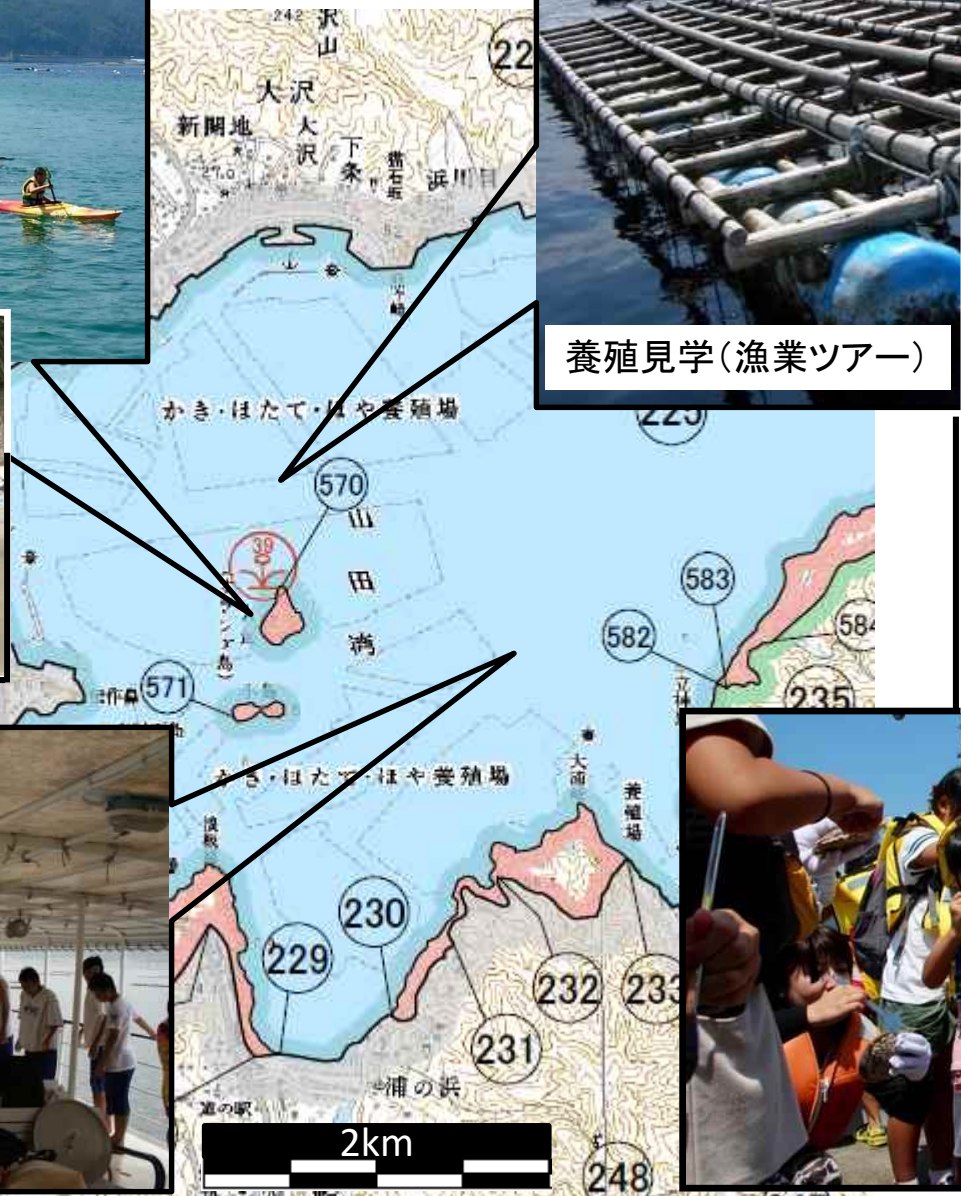
- ・当該海域と一体的に風致の保護を図ることが必要であることから、内湾のオランダ島を第2種特別地域から第1種特別地域へ地種区分の変更をおこなう。
- ・シーカヤックやキャンプ利用など、海の利用が戻りつつある状況。自然景観の保全を計る一方で、適切な利用の増進を計ることを目的として、係留施設と野営場を利用施設計画に位置づける。

山田湾及びオランダ島・小島のレクリエーション①

シーカヤック



養殖見学(漁業ツアー)



遊覧船



山田湾及びオランダ島・小島のレクリエーション②

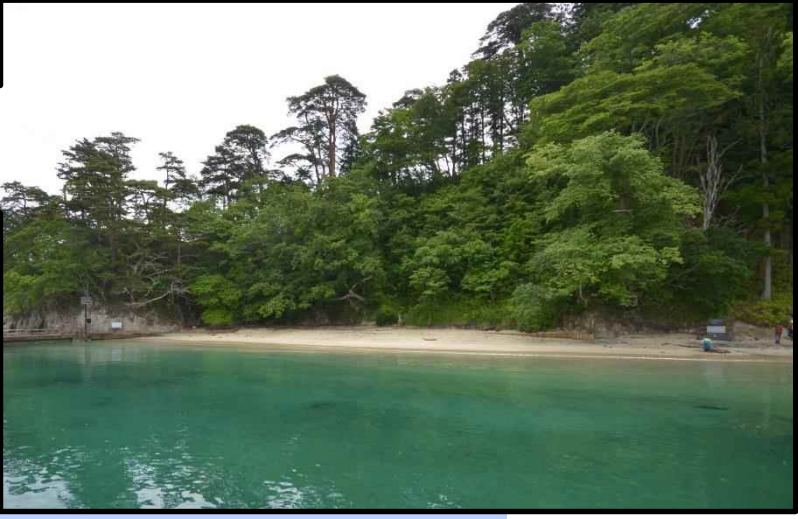
海水浴



船着場



(オランダ島)



500m

島内散策路



島外周歩道(町にて再整備予定)

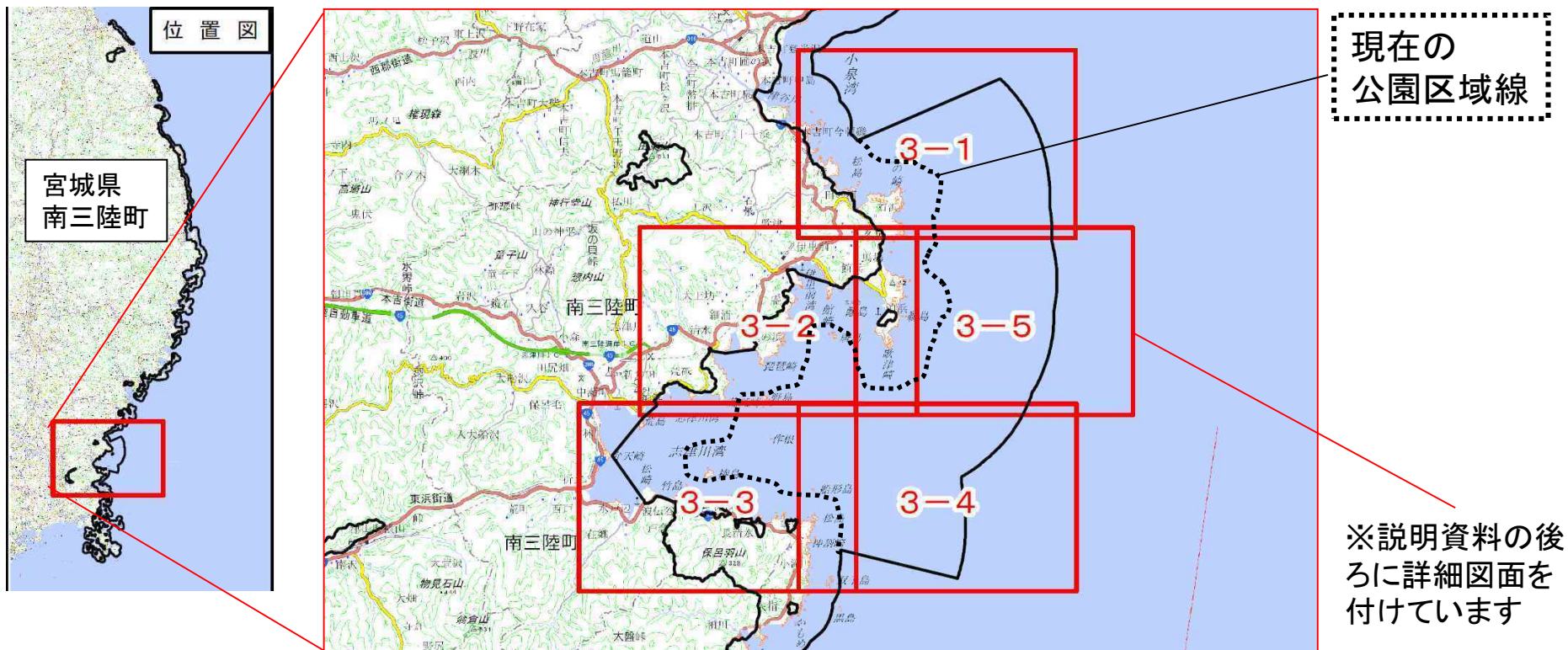


② 海域における景観の保全

(公園区域の拡張、海域公園地区の設置)

三陸復興国立公園 今回変更について

② 海域における景観の保全(公園区域の拡張、海域公園地区の設置)



●南三陸町沿岸(海域の普通地域の拡張及び海域公園地区の設置)

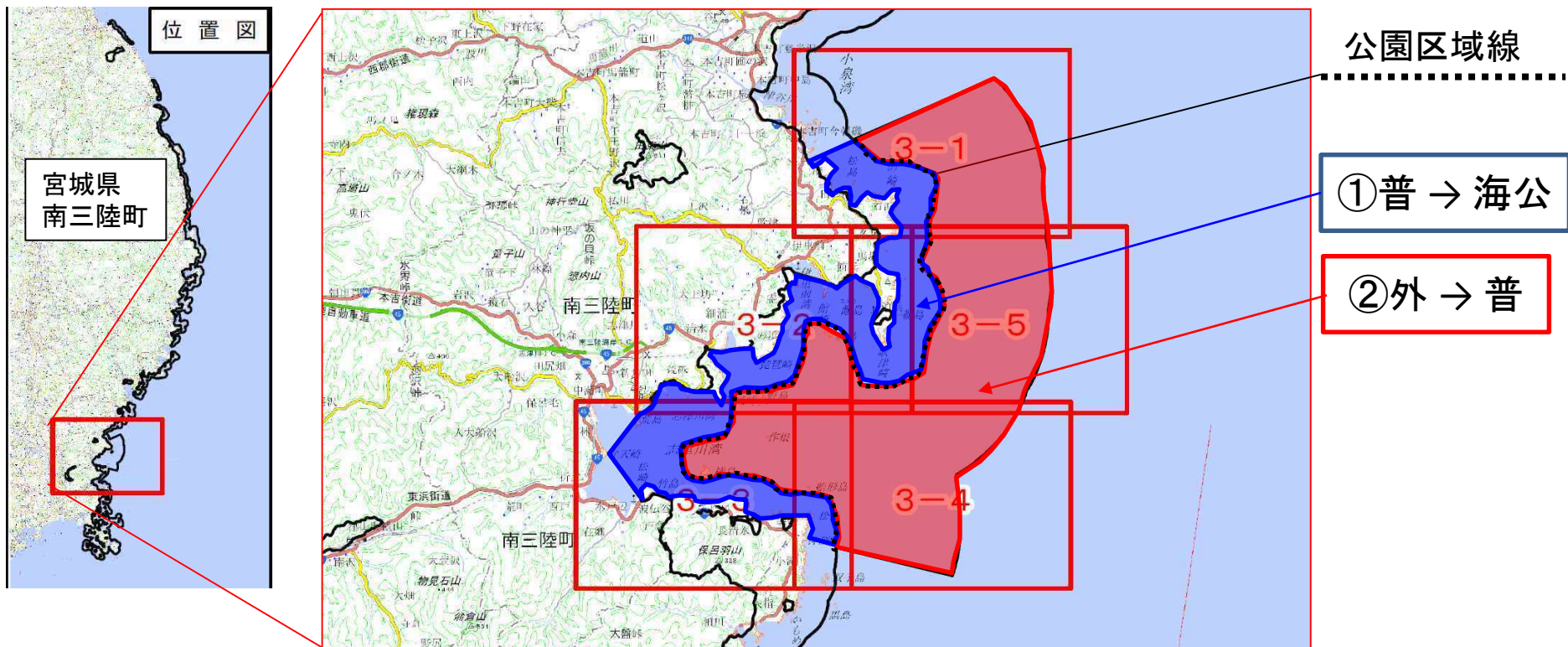
- ・寒流と暖流が混ざり合い、コンブ、アラメ、アマモ、ガラモ等4タイプの藻場等が発達する。
- ・多様な海藻藻場をはじめとした海域が生物多様性に富み、コクガン等の水鳥の重要な越冬地となっている。これらの重要な自然環境を保全するため、海域公園地区を設置する。

①既存の海域の普通地域(陸域から1km範囲) ⇒ 海域公園地区(海の特別保護地区)

②海域公園地区の外縁(4km) ⇒ 海域の普通地域を拡張

三陸復興国立公園 今回変更について

② 海域における景観の保全(公園区域の拡張、海域公園地区の設置)



● 南三陸町沿岸(海域の普通地域の拡張及び海域公園地区の設置)

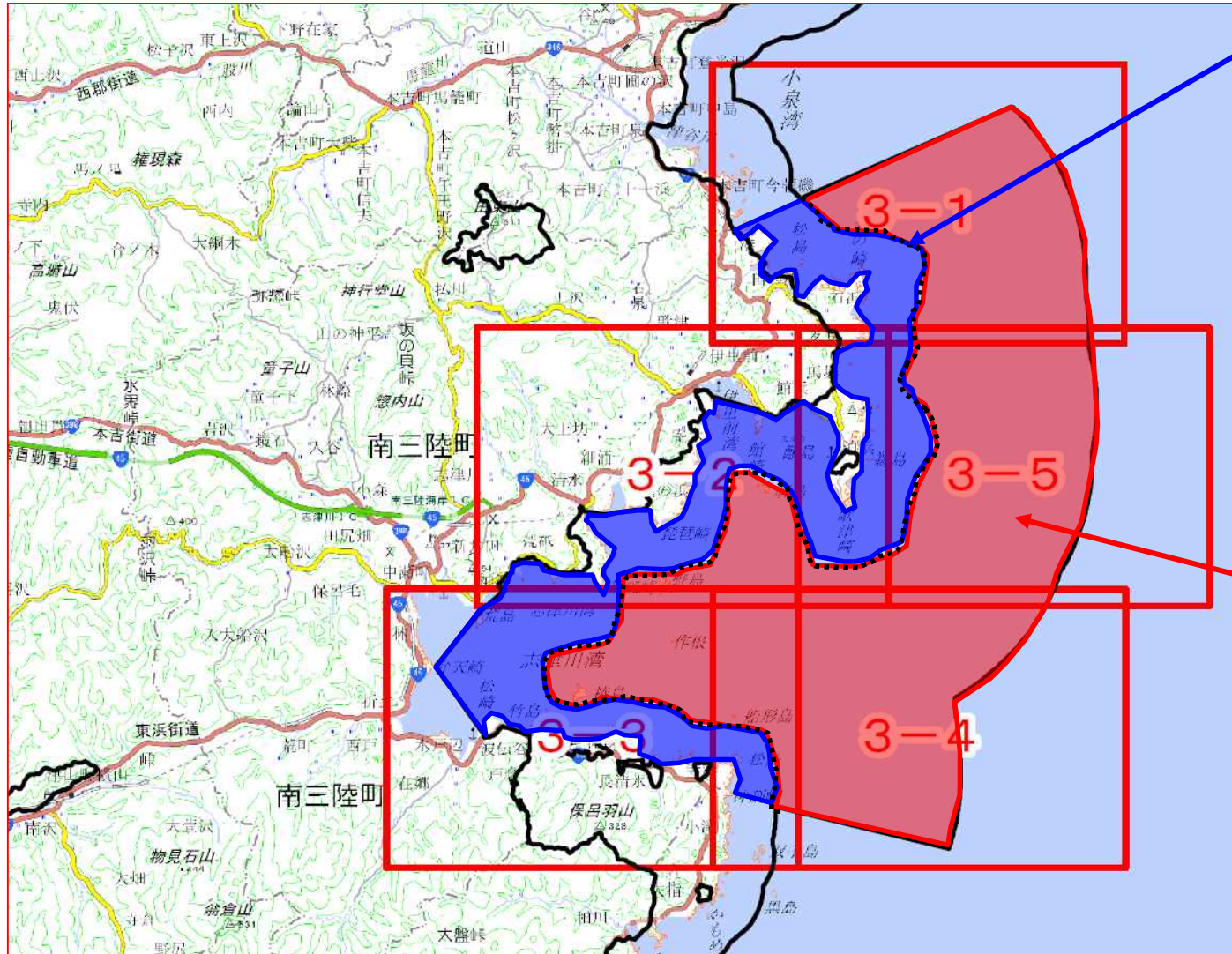
- ・寒流と暖流が混ざり合い、コンブ、アラメ、アマモ、ガラモ等4タイプの藻場等が発達する。
- ・多様な海藻藻場をはじめとした海域が生物多様性に富み、コクガン等の水鳥の重要な越冬地となっている。これらの重要な自然環境を保全するため、海域公園地区を設置する。

① 既存の海域の普通地域(陸域から1km範囲) ⇒ 海域公園地区(海の特別保護地区)

② 海域公園地区の外縁(4km) ⇒ 海域の普通地域を拡張

三陸復興国立公園 今回変更について

② 海域における景観の保全(公園区域の拡張、海域公園地区の設置)



① 普 → 海公

+5,793ha

既存の海域の普通地域(陸域から1km範囲)



海域公園地区(海の特別保護地区)

② 外 → 普

+8,311ha

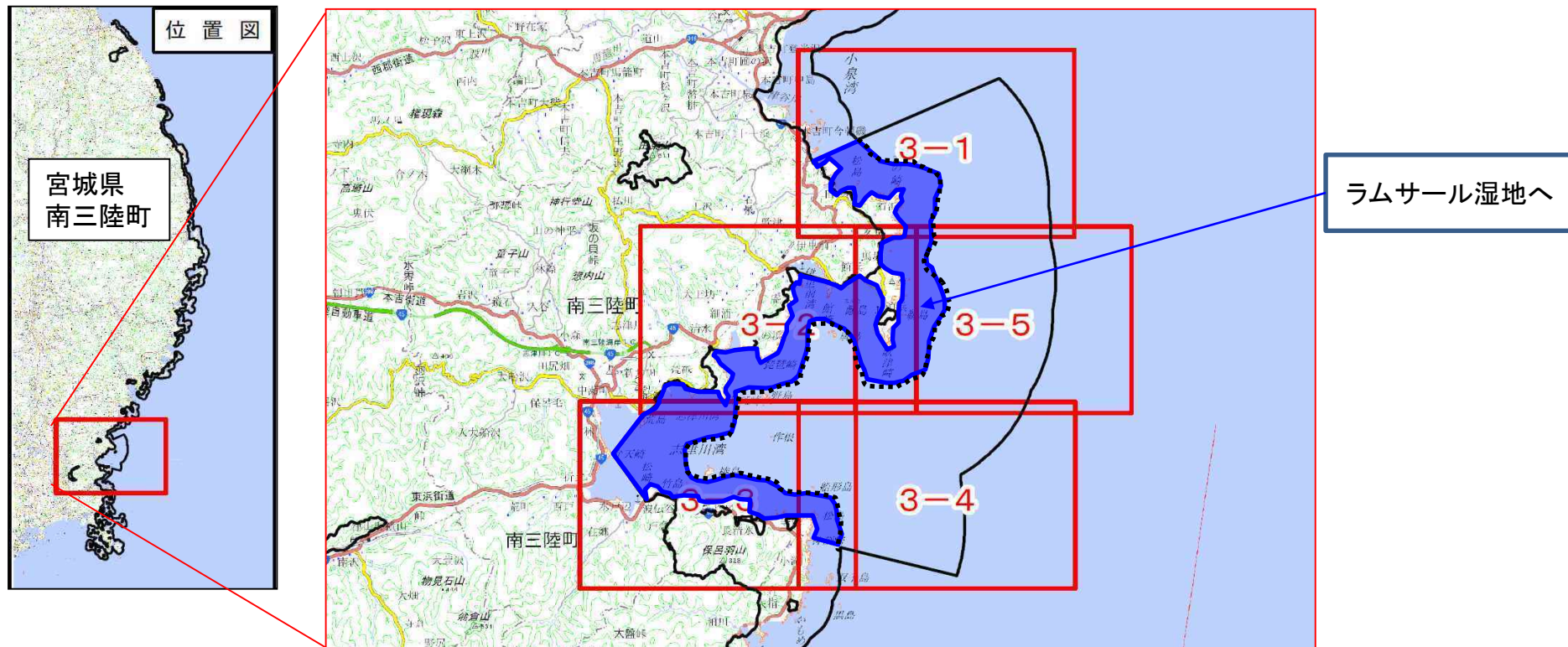
海域公園地区の外縁(4km)



海域の普通地域を拡張

三陸復興国立公園 今回変更について

② 海域における景観の保全(公園区域の拡張、海域公園地区の設置)



●ラムサール条約湿地への登録

- ・登録湿地潜在候補地: 志津川湾(湿地番号「32」、重要湿地500 番号「84」)
- ・住民(漁業関係者)の合意: シンポジウムの開催、アンケート調査等実施。
- ・ワイズユース(賢い利用)の推進

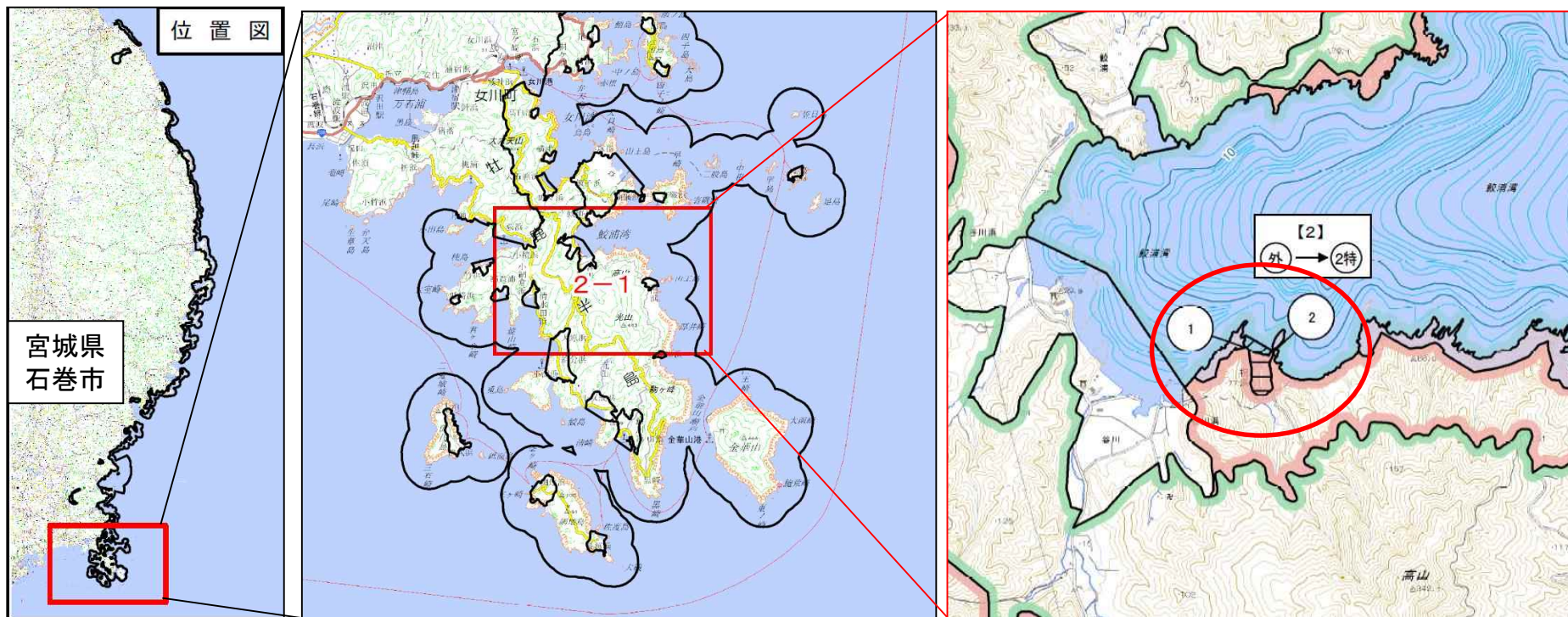
海域公園地区(海の特別保護地区)を設置する、南三陸町沿岸の陸域から1km範囲
⇒平成30年10月の締約国会議(COP)における登録を目指す。

② いわいのはま 祝浜の編入

(公園区域の変更及び保護事業施設の計画)

三陸復興国立公園 今回変更について

② 祝浜の編入 (公園区域の変更及び保護事業施設の計画)



(陸)外 → 2特 : +2ha
(海)外 → 普通 : +1ha

● 祝浜を公園区域へ編入

- ・東日本大震災による高台移転事業に伴い、今後、人が住む見込みのなくなった地域において、森・里・川・海のつながりの再生を進めるべく、公園区域に編入し、陸域を周辺の公園区域と同様の第2種特別地域として位置づける。

三陸復興国立公園 今回変更について

② 祝浜の編入 (公園区域の変更及び保護事業施設の計画)



三陸復興国立公園 今回変更について

② 祝浜の編入 (公園区域の変更及び保護事業施設の計画)



旧集落地

● 祝浜に自然再生事業を計画

グリーン復興ビジョンの7つのプロジェクトの1つである、森・里・川・海のつながりの再生事業を進めるため、流域圏の水環境のつながりを再生し、豊かな生物多様性を有する自然環境を創出するための施設として整備する。



防潮堤

三陸復興国立公園の創造を核としたグリーン復興ビジョン



<背景>

■東日本大震災

- ・自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・自然の脅威とのかかわり方の再考

■守り・育まれてきた自然と人とのかかわり

- ・豊かな自然に支えられた地域の暮らし、文化、産業、里山・里海



三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興を実施<7つのプロジェクト>

- ①三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅
- ④南北につなぎ交流を深める道・みちのく潮風トレイル
- ⑤森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくりの推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握

パブリックコメントの実施結果

■概要

・実施期間 平成29年9月11日(月)～10月10日(火)

・意見募集の結果

【意見提出数】

電子メール、郵送、FAX 計 1 通

【整理した意見数】

今回の指定案にかかるもの 計 0 件

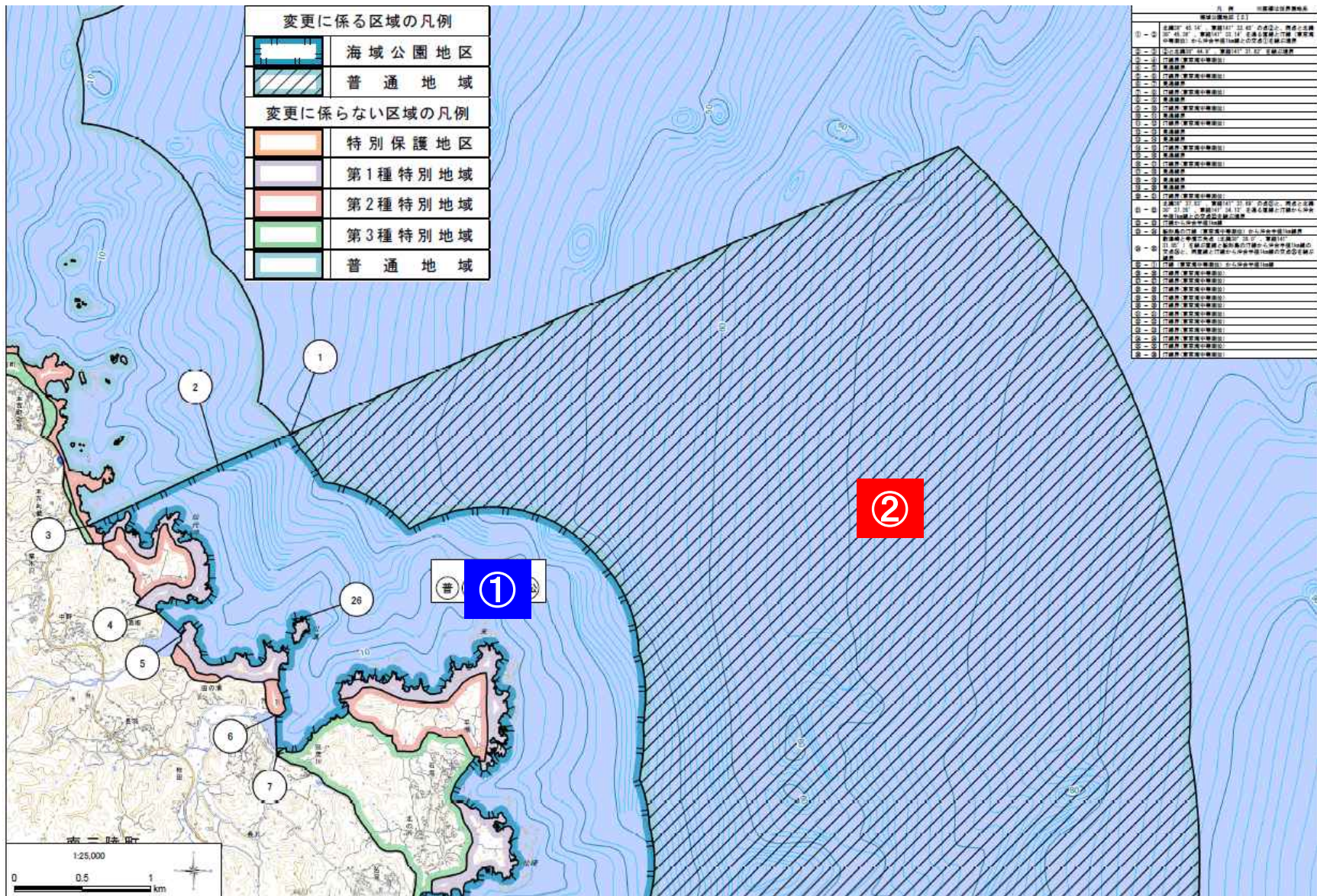
詳細図面等

以下に詳細図面を示します。

三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域公園地区の設定 (公園区域の変更)

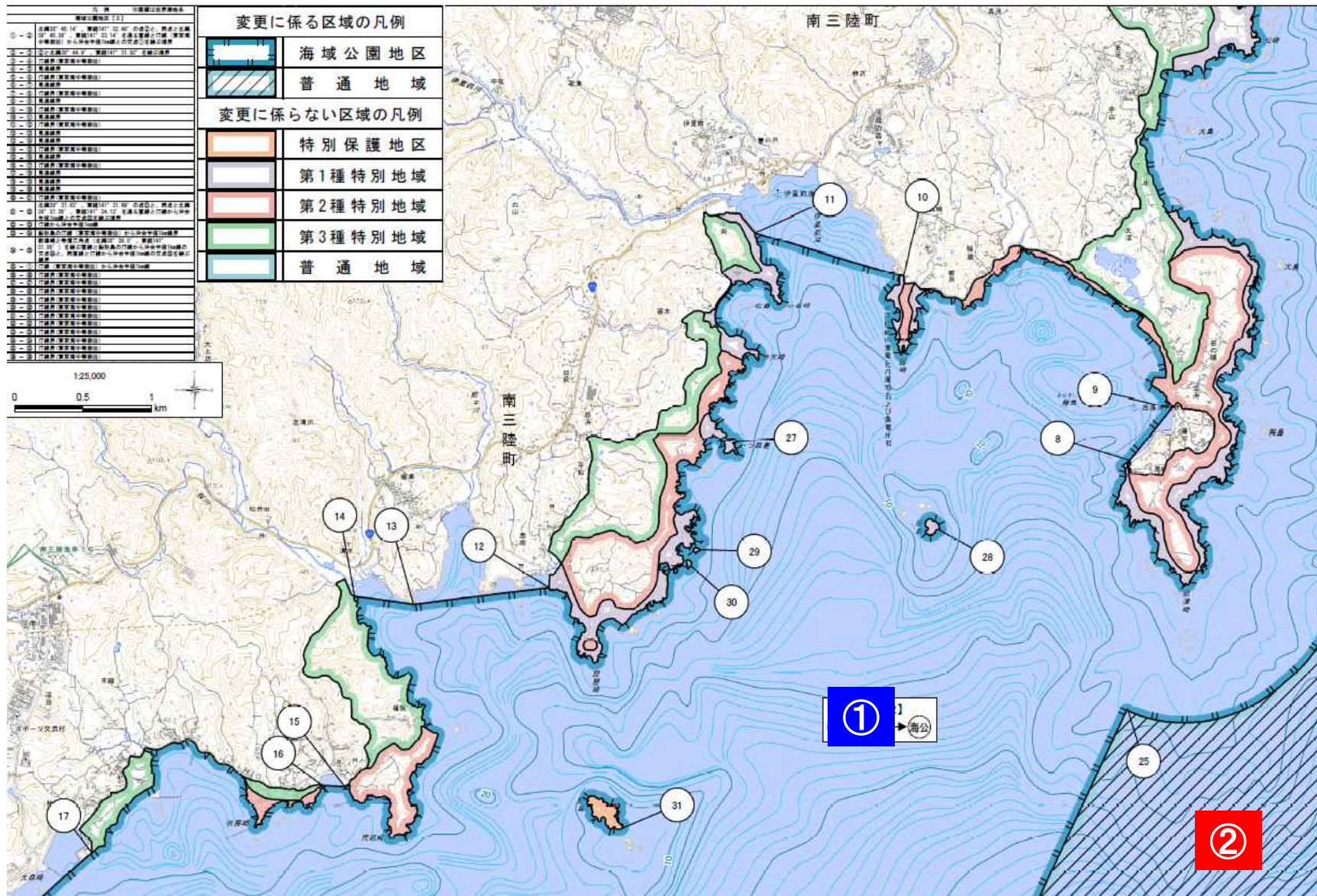
詳細図3-1



三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域公園地区の設定 (公園区域の変更)

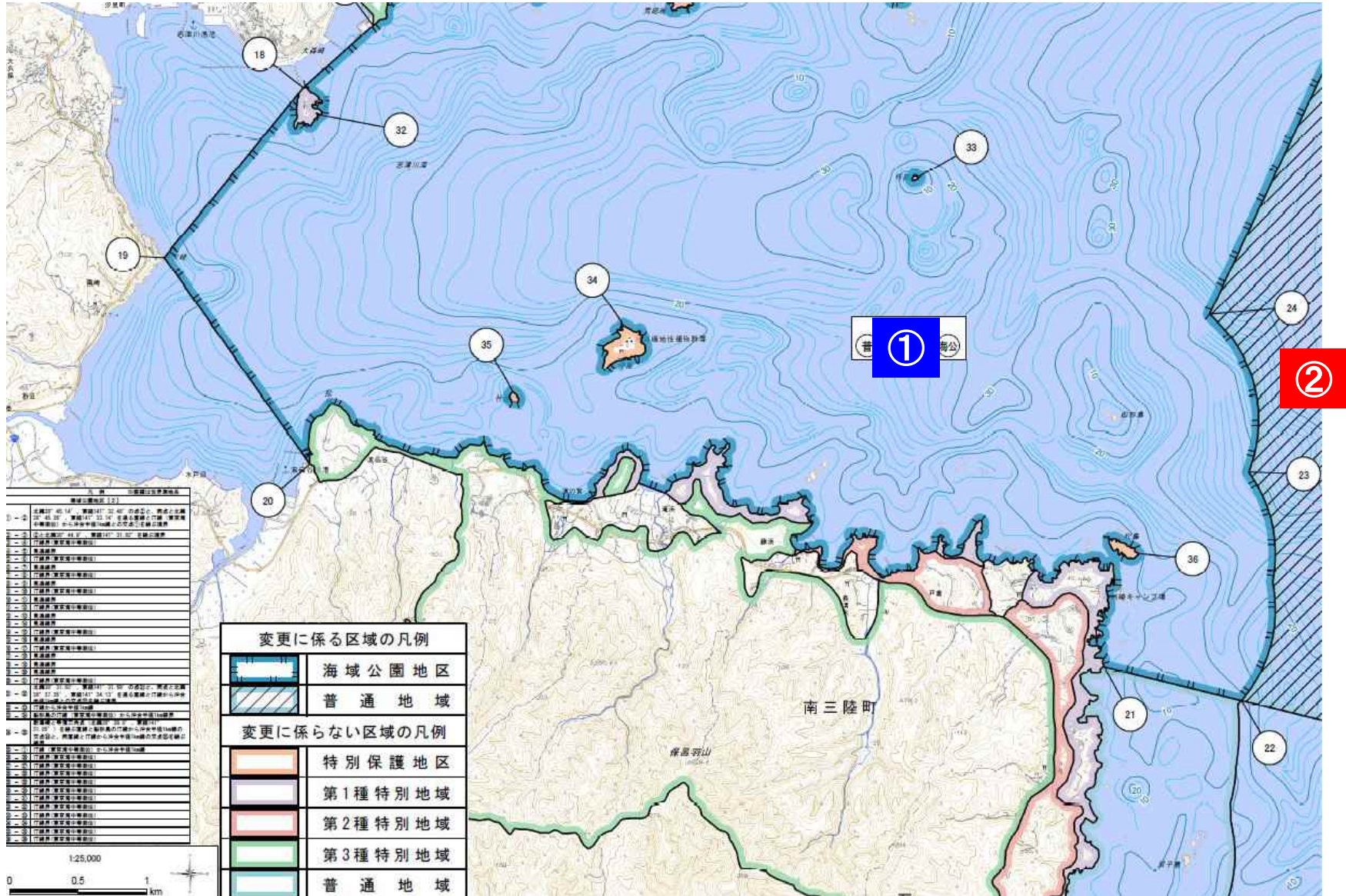
詳細図3-2



三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域公園地区の設定 (公園区域の変更)

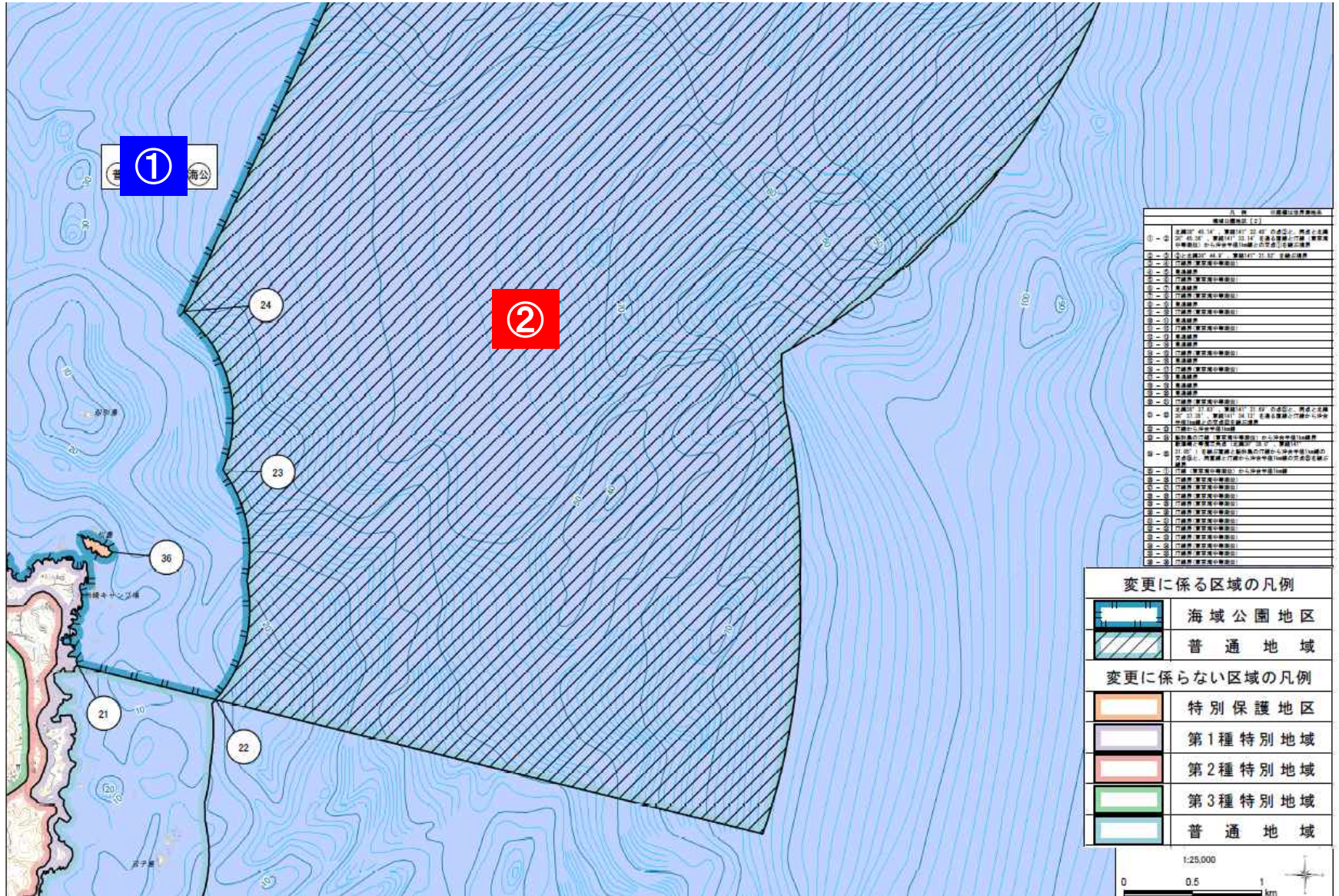
詳細図3-3



三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域公園地区の設定 (公園区域の変更)

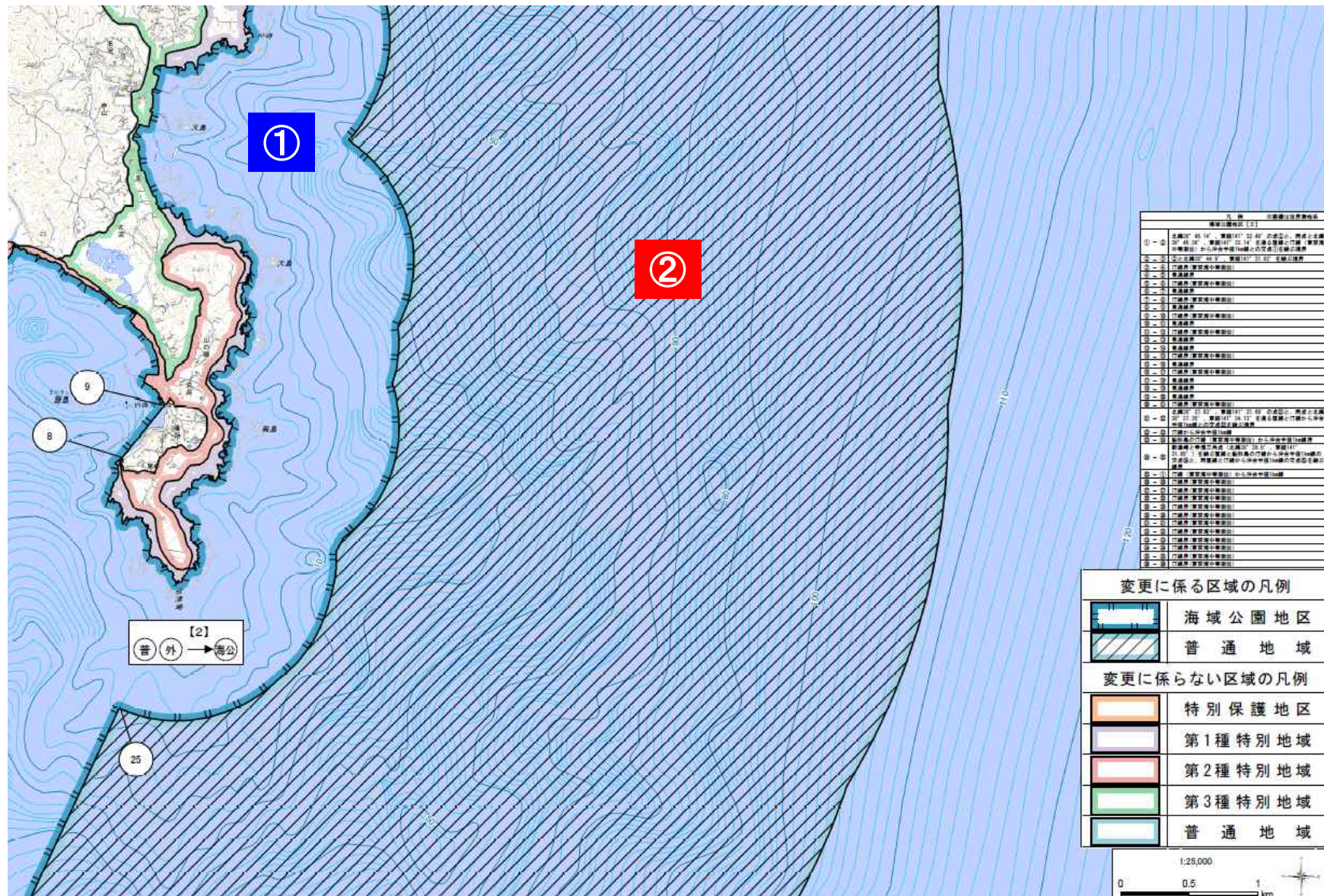
詳細図3-4



三陸復興国立公園 今回変更について

① 海域公園地区の設定 (公園区域の変更)

詳細図3-5



三陸復興国立公園 祝浜自然再生施設

決定

区域面積：

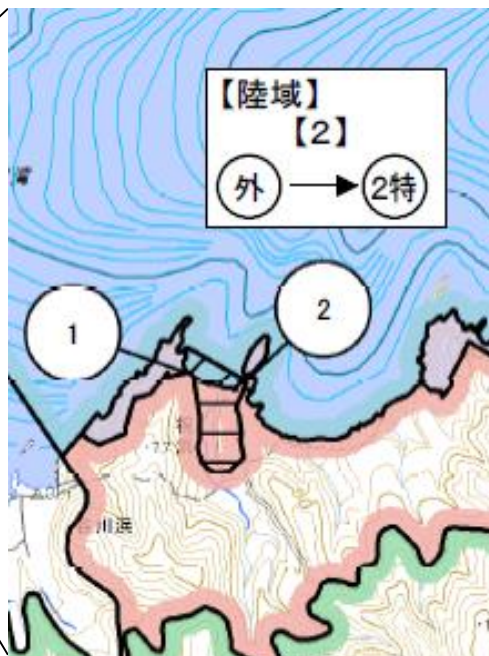
執行者（予定者）：環境省

第2種特別地域（公有地（石巻市））

●位置図



●公園計画図



※H29秋審で計画決定



- 当該施設は、牡鹿半島南東部のリアス式海岸地形の入り江に面しており、市道から500mほど入ったところにある小規模な谷地形である。
- 東日本大震災の津波で集落が消失し、荒れ地が広がっている。

事業規模

区域面積：4.5ha

祝浜自然再生施設決定区域図



- 牡鹿半島沿岸部では、震災後、集落が高台移転事業により集約されることによって、人が住む見込みのない集落跡地が生まれている。
- このような場所は被災した建物等が撤去され、土地の利用計画が無い一方で、森・里・川・海が小規模に集約された景観となっており、これらのつながりを再生することにより、生物多様性が豊かな自然環境が再生・創出されることが見込まれる。
- 当地を流れる小規模河川はかつては伏流せず海までつながっていたが、現在は上部の分水嶺より流下し、海岸直前で伏流しており、震災による地盤沈下や津波堆積物による影響と考えられている。

自然再生施設（ビオトープ、魚道の設置等）

執行予定者：環境省

- 自然再生事業及び環境教育等を実施する場として、魚道の設置、水路の変更などにより、川と海のつながりを常時確保する。

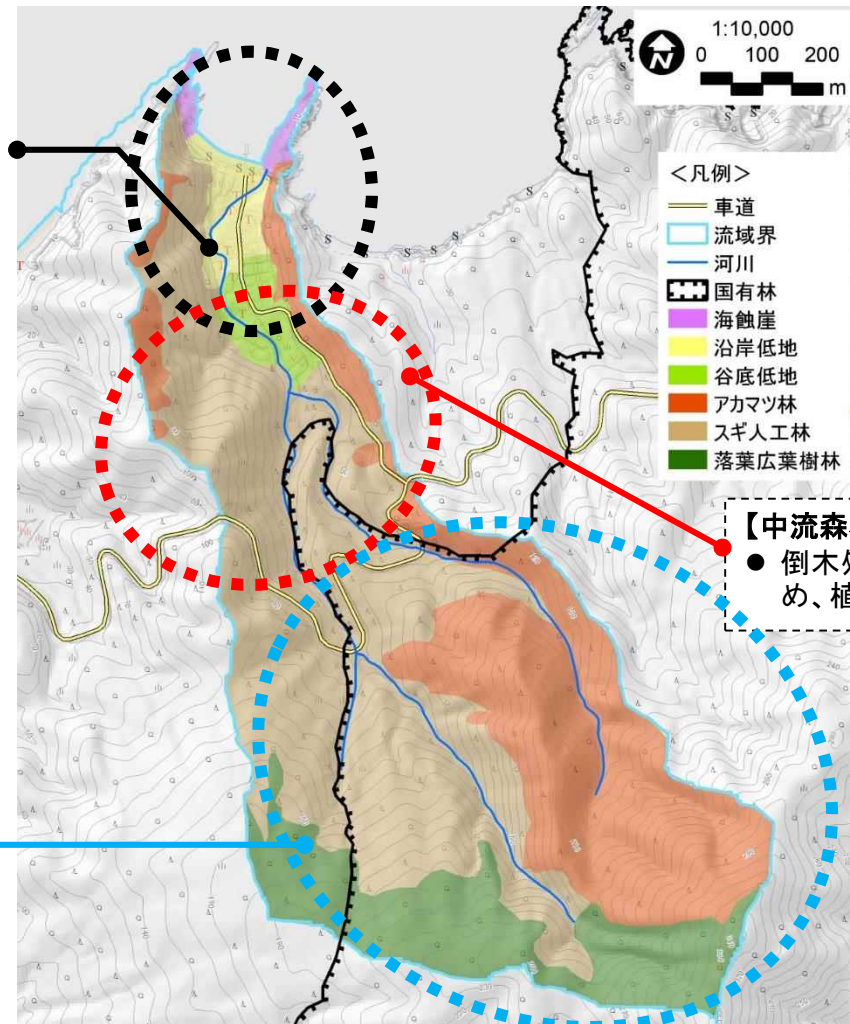
【低地部での短期的取組】

- 低地部の細粒堆積地に水路をもうけ、海に至る表流水を確保する。
- 海と川を遮断している構造物脇（下写真）に回遊性の生き物が海と川を行き来できるような機能（簡易型魚道）を付加する。



【上流森林域の長期対応】

- 人工林では、間伐やシカの食害防止対策等を行い、上流部の落葉広葉樹林からの種子供給と定着・成長を促すことにより、落葉広葉樹林や針広混交林への転換を図る
- 落葉広葉樹林では風倒木処理やシカの食害防止対策を行い、自然更新によって安定した森林を維持する



【中流森林域の中長期対応】

- 倒木処理等の最低限の対応に留め、植生遷移を見守る。

自然環境への影響

水路設置工事中に濁水が発生する可能性があるため、自然堤防の内側に沈砂池を設けて流速緩和や沈殿を促し、発生を抑制する。



＜水田跡地＞
外来種・アメリカオニアザミ
が繁茂する



＜畑地・水田跡地＞
草地状になっており、ニホン
ジカの糞が散見される



＜河川＞
礫が堆積し、場所により伏
流して瀬切れしている

整備後の利用について

鮎川浜VCが企画するガイドツアーやイベントのフィールドとしての利用するなど、ガイド同伴での利用を想定している。

○整備イメージ

